

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（案）参照条文

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2～4 （省 略）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2～4 （省 略）

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（抄）

（通関手続等）

第三条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書に係る物品につき暫定法の別表第一に掲げる税率のうち一定の数量を限度として定められている税率の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告）（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。））に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2・3 （省 略）

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（抄）

（通関手続等）

第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の七第一項若しくは第二項又は第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2・3（省 略）

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（抄）

（申請等の指定）

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。

（処分通知等の指定）

第九条 情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表に掲げる申請等に対する諾否の応答及び第七条第三項の規定による通知とする。

2・3（省 略）